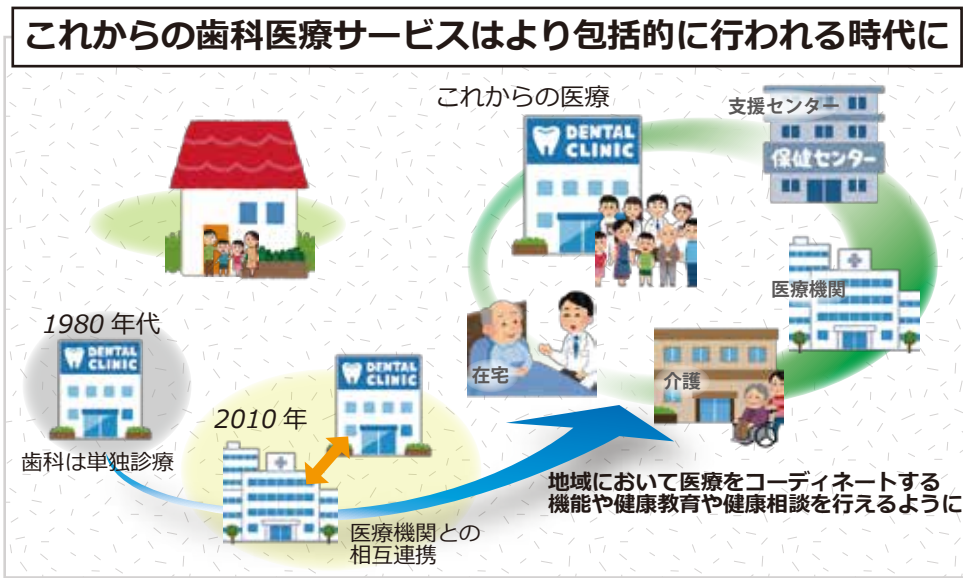


外来環の届出を既にしている or 検討している場合は かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所を視野に、 今後の地域包括医療の体制に備えましょう

※か強診は、外来環のような基本診療料（医療行為を行う上で必ず算定する点数）ではなく、
特掲診療料（特定の医療行為を行った際に算定する点数）に該当します。



算定により加点可能な診療報酬

- ① エナメル質初期う蝕管理加算 **260点**
- ② 歯周病安定期治療（Ⅱ）
 - 1 歯以上 10 歯未満 **380点**
 - 11 歯以上 20 歯未満 **550点**
 - 20 歯以上 **830点**
- ③ 在宅患者訪問口腔
リハビリテーション指導管理料の加算 **100点**

か強診の制度とは、つまり今後の包括医療に備えた制度の事

か強診の算定要件とは

外来環の算定要件の一部

- ②次に掲げる研修をいずれも修了した歯科医師が1名以上配置されていること。
ア偶発症に対する緊急時の対応、医療事故及び感染症対策等の医療安全対策に係る研修
- ③歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ1名以上配置されていること。
- ④診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との事前の連携体制が確保されていること。
- ⑩患者にとって安心して安全な歯科医療環境の提供を行うにつき次の十分な装置・器具等を有していること。
ア自動体外式除細動器（AED）
イ経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
ウ酸素供給装置
エ血圧計
オ救急蘇生セット
カ歯科用吸引装置

在宅療養支援病院算定要件の一部

- ①過去1年間に歯科訪問診療1又は2を算定している実績があること。
- ②次に掲げる研修をいずれも修了した歯科医師が1名以上配置されていること。
イ高齢者の心身の特性、口腔機能の管理及び緊急時対応等に係る研修
- ⑤当該診療所において、迅速に歯科訪問診療が可能な歯科医師をあらかじめ指定するとともに、当該担当医名、当該担当医の連絡先電話番号、診療可能日、緊急時の注意事項等について、事前に患者又は家族に対して説明の上、文書により提供していること
- ⑥当該地域において、在宅医療を担う保険医療機関と連携を図り、必要に応じて、情報提供できる体制を確保していること。
- ⑦当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスの連携調整を担当する者と連携していること。

+α(感染対策)の要件

- ①過去1年間にクラウン・ブリッジ維持管理料を算定している実績があること。
- ⑧口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な感染症対策を講じていること。
- ⑨感染症患者に対する歯科診療について、ユニットの確保等を含めた診療体制を常時確保していること。
- ⑩歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の切削や義歯の調整、歯冠補綴物の調整時等に飛散する細かな物質を吸引できる環境を確保していること。

なお、研修については、同一の歯科医師が研修を修了していることでも差し支えない。また、既に受講した研修が要件の一部を満たしている場合には、不足する要件を補足する研修を受講することでも差し支えない。

届出に関する事項

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準に係る届出は、別添2の様式17の2を用いること。
また、偶発症に対する緊急時の対応、医療事故、感染症対策等の医療安全対策、高齢者の心身の特性、口腔機能の管理及び緊急時対応等に係る研修を全て修了していることが確認できる文書を添付すること。